

議案第53号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市介護保険条例(平成12年条例第12号)新旧対照表(第1条関係)

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(居宅介護サービス費等の額の特例) 第4条 (略) 2 (略)</p> <p>(介護予防サービス費等の額の特例) 第5条 (略) 2 (略)</p> <p>(市特別給付) 第6条 (略) 2 (略) 3 市特別給付受給者のうち、<u>法第49条の2</u>に規定する要介護被保険者又は<u>法第59条の2</u>に規定する居宅要支援被保険者に該当する者(以下「<u>特定市特別給付受給者</u>」という。)が受ける配食サービス費等の支給について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。</p> <p>(市特別給付の支給限度額) 第7条 (略) 2 <u>特定市特別給付受給者に係る市特別給付の支給限度額について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。</u></p> <p>(市特別給付の額の特例) 第8条 市長が、災害その他規則で定める特</p> | <p>(居宅介護サービス費等の額の特例) 第4条 (略) 2 (略) 3 <u>法第50条第3項に規定する市が定める割合は、規則で定める。</u></p> <p>(介護予防サービス費等の額の特例) 第5条 (略) 2 (略) 3 <u>法第60条第3項に規定する市が定める割合は、規則で定める。</u></p> <p>(市特別給付) 第6条 (略) 2 (略) 3 市特別給付受給者のうち、<u>法第49条の2第1項に規定する要介護被保険者又は法第59条の2第1項に規定する居宅要支援被保険者に該当する者</u>が受ける配食サービス費等の支給について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。</p> <p>4 <u>市特別給付受給者のうち、法第49条の2第2項に規定する要介護被保険者又は法第59条の2第2項に規定する居宅要支援被保険者に該当する者が受ける配食サービス費等の支給について第2項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。</u></p> <p>(市特別給付の支給限度額) 第7条 (略) 2 <u>前条第3項に規定する者に係る市特別給付の支給限度額について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。</u> 3 <u>前条第4項に規定する者に係る市特別給付の支給限度額について第1項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。</u></p> <p>(市特別給付の額の特例) 第8条 市長が、災害その他規則で定める特</p> |

別の事情があることにより、市特別給付に係るサービスに必要な費用を負担することが困難であると認めた市特別給付受給者(特定市特別給付受給者 _____ を除く。)が受ける配食サービス費等の支給について第6条第2項及び前条第1項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において規則で定める割合」とする。

- 2 市長が、災害その他の規則で定める特別の事情があることにより、市特別給付に係るサービスに必要な費用を負担することが困難であると認めた市特別給付受給者(特定市特別給付受給者に限る。)が受ける配食サービス費等の支給について第6条第3項及び前条第2項の規定を適用する場合には、これらの規定中「100分の80」とあるのは、「100分の80を超え100分の100以下の範囲内において規則で定める割合」とする。

(保険料率)

第10条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 34,700円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 43,400円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 52,100円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 62,500円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者

別の事情があることにより、市特別給付に係るサービスに必要な費用を負担することが困難であると認めた市特別給付受給者(第6条第3項及び第4項に規定する者を除く。)が受ける配食サービス費等の支給について同条第2項及び前条第1項の規定を適用する場合には、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において規則で定める割合」とする。

- 2 市長が、災害その他の規則で定める特別の事情があることにより、市特別給付に係るサービスに必要な費用を負担することが困難であると認めた第6条第3項に規定する者 _____ が受ける配食サービス費等の支給について同項及び前条第2項の規定を適用する場合には、これらの規定中「100分の80」とあるのは、「100分の80を超え100分の100以下の範囲内において規則で定める割合」とする。

- 3 市長が、災害その他の規則で定める特別の事情があることにより、市特別給付に係るサービスに必要な費用を負担することが困難であると認めた第6条第4項に規定する者が受ける配食サービス費等の支給について同項及び前条第3項の規定を適用する場合には、これらの規定中「100分の70」とあるのは、「100分の70を超え100分の100以下の範囲内において規則で定める割合」とする。

(保険料率)

第10条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 35,300円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 44,100円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 53,000円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 61,800円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者

69,500円

(6) 次のいずれかに該当する者 79,900円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下

「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(7) 次のいずれかに該当する者 90,300円

ア 合計所得金額が120万円以上190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 104,200円

ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 118,100円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 135,500円

ア・イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者 152,900円

ア・イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者 170,200円

ア・イ (略)

(13) 次のいずれかに該当する者

70,700円

(6) 次のいずれかに該当する者 79,500円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において単に「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(7) 次のいずれかに該当する者 91,900円

ア 合計所得金額が120万円以上200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 106,000円

ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 120,100円

ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 137,800円

ア・イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者 155,500円

ア・イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者 173,200円

ア・イ (略)

(13) 次のいずれかに該当する者

187,600円

ア・イ (略)

(14) 前各号のいずれにも該当しない者

205,000円

(普通徴収に係る納期等)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い)

第12条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ、ハ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又はこの条例第10条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同条第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(介護サービス利用者への支援)

192,600円

ア・イ (略)

(14) 前各号のいずれにも該当しない者

212,100円

2 前項の特別控除額は、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額とする。

(普通徴収に係る納期等)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い)

第12条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ、ハ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又はこの条例第10条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

第22条 (略)

第25条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。

附 則

(平成27年度から平成29年度までにおける保険料率の特例)

第2条 第10条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,200円とする。

第22条 (略)

第25条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。

附 則

(平成30年度から平成32年度までにおける保険料率の特例)

第2条 第10条第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,800円とする。

宝塚市介護保険条例(平成12年条例第12号)新旧対照表 (第2条関係)

※この新旧対照表については、第1条の規定による改正後の宝塚市介護保険条例の規定を現行として作成しています。

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 介護認定審査会(第2条)</p> <p>第3章 保険給付(第3条—第9条)</p> <p>第4章 保険料(第10条—第18条)</p> <p>第5章 介護保険運営協議会(第19条—第21条)</p> <p>第6章 介護サービス利用者への支援(第22条)</p> <p>第7章 罰則(第23条—第27条)</p> <p>第8章 補則(第28条・第29条)</p> <p>附則</p> <p>(市特別給付)</p> <p>第6条 市は、法第62条に基づき、市特別給付として、規則で定める要介護被保険者及び居宅要支援被保険者(以下「市特別給付受給者」という。)に対し、配食サービス費及び特例配食サービス費(以下「配食サービス費等」という。)を支給する。</p> <p>2 配食サービス費等の額は、配食サービスに要した費用(食材料費等を除く。)を勘案して、規則で定める額の100分の90に相当する額とする。</p> <p>3 市特別給付受給者のうち、法第49条の2第1項に規定する要介護被保険者又は法第59条の2第1項に規定する居宅要支援被保険者に該当する者が受ける配食サービス費等の支給について前項の規定を適用する場合には、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。</p> <p>4 市特別給付受給者のうち、法第49条の2第2項に規定する要介護被保険者又は法第59条の2第2項に規定する居宅要支援被保険者に該当する者が受ける配食サービス費等の支給について第2項の規定を適用する場合には、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。</p> <p>(市特別給付の支給限度額)</p> <p>第7条 前条第1項に規定する市特別給付の支給限度額は、規則で定める支給限度基準額の100分の90に相当する額とする。</p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 介護認定審査会(第2条)</p> <p>第3章 保険給付(第3条—第5条)</p> <p>第4章 保険料(第6条—第14条)</p> <p>第5章 介護保険運営協議会(第15条—第17条)</p> <p>第6章 介護サービス利用者への支援(第18条)</p> <p>第7章 罰則(第19条—第23条)</p> <p>第8章 補則(第24条・第25条)</p> <p>附則</p> |

2 前条第3項に規定する者に係る市特別給付の支給限度額について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 前条第4項に規定する者に係る市特別給付の支給限度額について第1項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

(市特別給付の額の特例)

第8条 市長が、災害その他規則で定める特別の事情があることにより、市特別給付に係るサービスに必要な費用を負担することが困難であると認めた市特別給付受給者(第6条第3項及び第4項に規定する者を除く。)が受ける配食サービス費等の支給について前条第2項及び前条第1項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において規則で定める割合」とする。

2 市長が、災害その他の規則で定める特別の事情があることにより、市特別給付に係るサービスに必要な費用を負担することが困難であると認めた第6条第3項に規定する者が受ける配食サービス費等の支給について同項及び前条第2項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の80」とあるのは、「100分の80を超え100分の100以下の範囲内において規則で定める割合」とする。

3 市長が、災害その他の規則で定める特別の事情があることにより、市特別給付に係るサービスに必要な費用を負担することが困難であると認めた第6条第4項に規定する者が受ける配食サービス費等の支給について同項及び前条第3項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の70」とあるのは、「100分の70を超え100分の100以下の範囲内において規則で定める割合」とする。

(市特別給付の給付制限等)

第9条 法第63条から第69条までの規定は、市特別給付にこれを準用する。

(保険料率)

第10条 (略)

(普通徴収に係る納期等)

(保険料率)

第6条 (略)

(普通徴収に係る納期等)

第11条 (略)

(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い)

第12条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ、ハ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又はこの条例第10条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(保険料の額の通知)

第13条 (略)

(督促)

第14条 (略)

(延滞金)

第15条 (略)

(保険料の徴収猶予)

第16条 (略)

(保険料の減免)

第17条 (略)

(保険料に関する申告)

第18条 (略)

(介護保険運営協議会の設置)

第19条 (略)

(所掌事務)

第20条 (略)

(組織)

第21条 (略)

第22条 (略)

第23条 (略)

第24条 (略)

第7条 (略)

(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い)

第8条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ、ハ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又はこの条例第6条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(保険料の額の通知)

第9条 (略)

(督促)

第10条 (略)

(延滞金)

第11条 (略)

(保険料の徴収猶予)

第12条 (略)

(保険料の減免)

第13条 (略)

(保険料に関する申告)

第14条 (略)

(介護保険運営協議会の設置)

第15条 (略)

(所掌事務)

第16条 (略)

(組織)

第17条 (略)

第18条 (略)

第19条 (略)

第20条 (略)

第25条 (略)

第26条 (略)

第27条 (略)

(行政手続条例の適用除外)

第28条 (略)

(委任)

第29条 (略)

附 則

(平成30年度から平成32年度までにおける保険料率の特例)

第2条 第10条第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,800円とする。

(延滞金の割合の特例)

第3条 当分の間、第15条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

第21条 (略)

第22条 (略)

第23条 (略)

(行政手続条例の適用除外)

第24条 (略)

(委任)

第25条 (略)

附 則

(平成30年度から平成32年度までにおける保険料率の特例)

第2条 第6条第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,800円とする。

(延滞金の割合の特例)

第3条 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。